２０２４年　　月　　日

　　　　　教育委員会

　　教育長　　　　　　　　様

山口県教職員組合　　　　支部

支部長　　　　　　　　　　　印

労働安全衛生体制を確立し、過重労働防止対策推進を求める要求書

　憲法と教育の条理にもとづく教育行政に日々ご尽力のことと思います。

　教職員がゆとりをもって人間らしく働くことは、子どもたちが健やかに成長する上で欠くことのできない教育条件です。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止、拙速なICT化、慢性的な人手不足により、学校の長時間過密労働はますます進行し、教職員の心身にも深刻な影響を与えています。

　2019年12月に成立した「給特法一部改正法」に基づいて、山口県は、現場の声を丁寧に聞くことなく強行に条例を制定し、2021年4月より施行していますが、その前提条件となる、月45時間、年360時間の上限規制は守られるどころか、時間外業務時間の削減は遅々として進んでいないのが実態です。一刻も早く実効ある施策を打ち出すことが求められています。

　貴教育委員会におかれましても、教職員のいのちと健康をあずかる労働安全衛生法上の事業者として、長時間過密労働を防止するための具体的な取組が求められます。

　つきましては、以下の事項の実現を強く求めるものです。

記

１．貴教育委員会は服務監督権者としての責任を自覚し、時間外業務の根絶に向けて、実効ある取組をすすめること。

　①　業務改善の観点から、会議・調査等の見直しの他、「学力向上」を含む教育施策を抜本的に見直し、削減・廃止をすすめること。

 ②　管理職による現認やＩＣカード等による「労働時間の適正な把握」を確実におこない、市町単位・学校単位での時間外労働の実態を明らかにすること。土日・休日等も含めて業務時間を正確に記録することや、休憩時間を適正に確保することなどを管理職に徹底すること。

　③　地教委として、業務量に応じて、補助教員・支援員・介助員・事務補助員・部活指導員・学校業務支援員などを適正に配置すること。

２．労働安全衛生法遵守の立場を明確にし、教職員の健康の保持増進や学校の安全管理・健康管理施策を具体化し促進すること。

　①　教育委員会として長時間労働の解消に向けた方針の策定や衛生委員会の設置等を行うこと。教職員組合の代表を労働者代表として衛生委員会に位置付けること。

　②　健康障害のリスクが高まるとされている厚生労働省基準の月45時間を超える時間外労働を早急に根絶すること。

　③　長時間労働該当者には産業医の面接を実施すること。あわせて、産業医からの勧告や助言を、長時間労働の改善にむけて具体化すること。

　④　教職員の健康診断を充実させること。また、ストレスチェックを効果的に実施し、メンタル不調を未然に防止する取組を確実に実施すること。

　⑤　教職員が健康に働けるよう、空調設備、教職員用多目的トイレ、横になって休むことができる休憩室を整備すること。ジェンダー平等、性的少数者の権利保障の観点から環境整備に努めること。

３．過重労働の具体的防止策を学校に提示し、実施を促進すること。

　①　1年単位の変形労働時間制を学校現場に適用しないこと。

　②　長時間過密労働の要因となっている学力テストや学習支援プログラム等について、実施・コピー・採点・入力などを強要しないこと。教育課程編成にあたっては、学校の主体性や教職員の自主性、自発性を尊重すること。

　③　服務監督権者の責任として、校務に従事する時間や授業準備の時間を勤務時間内に保障すること。

　④　宿泊を伴う行事・コミュニティ・スクール関連業務等では、勤務の割振り変更を確実に行い、実質的な休養が確保されるよう、管理職を指導すること。

　⑤　地域行事をはじめ、勤務時間外の業務について、「自主・自発」や「ボランティア」等の名目で、実質的に参加を強制することがないよう管理職を指導すること。また、教育委員会が勤務時間外に開催する研修会等への参加を強制しないこと。

　⑥　学校訪問の廃止・抜本的削減をすすめること。当面、「義務教育課の学校訪問で、一律に指導案の提出を求めているわけではないことを、市町教育委員会に周知する」という確定交渉における県教委回答をふまえ、指導案の提出を学校に求めないこと。

　⑦　勤務時間外の「留守番電話対応」についての条件整備を行うこと。その際、貴教育委員会の責任で、保護者へ丁寧に説明を行うこと。

　⑧　教職員が安心して年休や特別休暇等が取得できる条件整備を行うこと。

　⑨　長期休業中の研修・出張等を抜本的に削減すること。「学校閉庁日」の設定にあたっては、学校と十分協議し、業務の繁閑など学校の実情に配慮すること。貴教育委員会の責任で、保護者への周知と対応を行うこと。